

令和3年度から  
拡充したよ!!

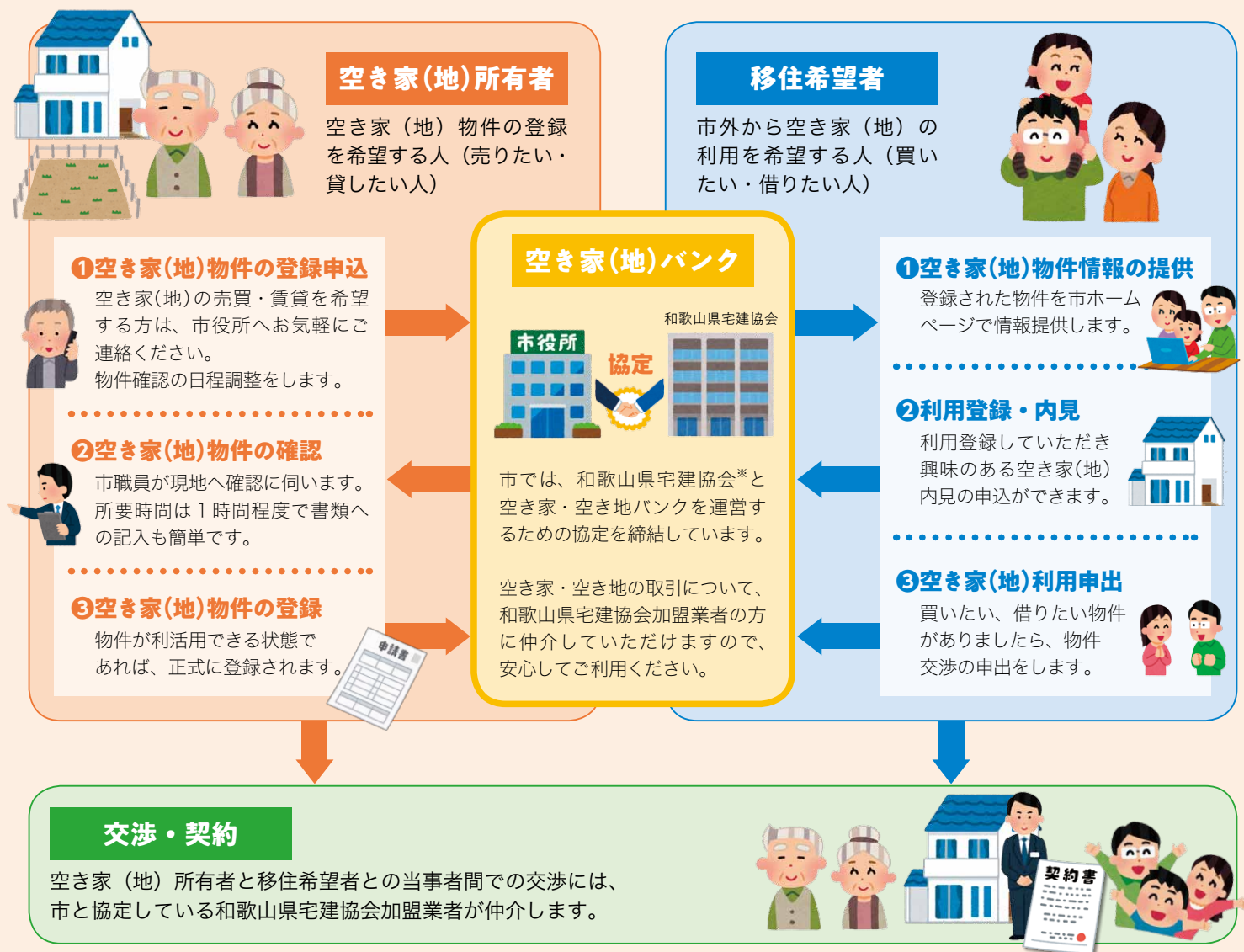
# 空き家・空き地を

# 活用につなげよう!

有田市では、空き家・空き地情報を提供する「有田市空き家・空き地バンク制度」を令和3年度から立ち上げています。空き家や空き地を「売りたい」「貸したい」という方は、ぜひ、ご連絡ください。



## 空き家・空き地バンクへの登録と利用の流れ



※和歌山県宅地建物取引業協会

### 問合せ先

有田市経営管理部 経営企画課まちづくり係  
〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50

☎ 0737-22-3731

受付時間 8:30~17:15(土日祝休)

✉ keieikikaku@city.arida.lg.jp



# 空き家・空き地バンク制度に関する各種制度

空き家・空き地バンクをより活用していただくため、空き家の家財道具処分費用の補助や  
売買（賃貸）契約時の仲介手数料の補助制度を取り入れています。

## TOPICS 1

### 家財道具処分費用を補助します！

空き家をバンク登録するときに、最大 10 万円まで家財道具処分費用の補助があります。

#### ①対象物件

空き家・空き地バンクへ登録している物件

#### ②申請できる人

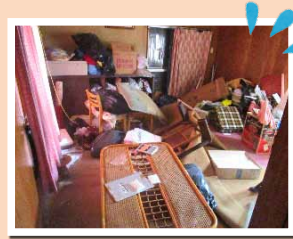
空き家所有者または契約締結後の移住希望者

#### ③補助内容

空き家の家財道具の処分に係る費用を補助します  
(補助率 10/10 上限 10 万円)

#### ④その他

- ・ 同一住宅について1回限り
- ・ 交付決定日以降の処分費が対象
- ・ 空き家所有者が補助を受ける場合は、補助金交付の日から成約に至るまでの3年間、空き家・空き地バンクへ登録をすることが条件となります



空き家（地）バンクに登録すると、外観や内観を写真で情報発信します。  
家の中が整理されている方が、移住希望者の目に留まり、活用に結びつきやすくなります。



## TOPICS 2

### 売買(賃貸)契約の仲介手数料を補助します！

バンクを通じて空き家（地）を売買（賃貸）契約するとき、仲介手数料の補助があります。

#### ①対象物件

空き家・空き地バンクへ登録している物件

#### ②申請できる人

契約を締結する空き家所有者及び移住希望者

#### ③補助内容

売買（賃貸）契約に係る仲介手数料を一部補助します  
(補助率 1/2 上限 5 万円)

#### ④その他

- ・ 同一住宅について1回限り
- ・ 和歌山県宅建協会加盟業者の仲介に限ります



仲介手数料

補助

契約にかかる仲介は、市と協定を結んでいる和歌山県宅建協会の加盟業者に入っているため、安心して手続きを進められます。



## TOPICS 3

### 活用につながるよう他の制度も充実！

空き家の改修補助や空き地への新築費用の補助など、  
移住者向けの支援策も充実し、空き家・空き地を活用に  
つなげていきます。

※移住者向けの支援です。

